

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札費等に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住 民 票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所松本支部 執行官室 Tel 0263-33-7837

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 24 日

長野地方裁判所松本支部執行係

裁判所書記官 岡村 充朗

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 13 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所松本支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 1 月 20 日 午前 9 時 30 分 場 所 長野地方裁判所松本支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 20 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1☆	2,940,000 2,352,000	・	588,000	69,478	非課税
		</			



物 件 目 録

☆1 所 在 安曇野市三郷温
地 番 2 2 7 3 番 1 2
地 目 田
地 積 6 6 1 平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



物 件 明 細 書

令和 8年 8月31日

長野地方裁判所松本支部執行係

裁判所書記官 岡村 充朗

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

グリーンエクスポート有限会社が占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の現況は農地ではないため、適法にしてからでなければ農地法上の許可申請を受けることができない、安曇野市農業委員会までの相談を要する旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 安曇野市三郷温
地 番 2 2 7 3 番 1 2
地 目 田
地 積 6 6 1 平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



令和 8 年(ケ)第 1 4 号
令和 8 年 5 月 2 8 日受理
令和 8 年 7 月 2 2 日提出
評 価 人 大日方 一 成

現況調査報告書

長野地方裁判所松本支部

執行官 藤 巻 正 弘 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所	在	安曇野市三郷温
	地	番	2 2 7 3 番 1 2
	地	目	田
	地	積	6 6 1 平方メートル

(土地用)

不動産の表示	「物件目録1」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	☐ 宅地(物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☒ 雑種地(物件1) ☐ 山林(物件) ☐ ☐
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 写真撮影場所位置図(概略図)のとおり ☐
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ グリーンEXPORT(有) ☐ 上記の者が本土地上に下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が中古販売自動車の自動車置場等として使用し、占有している ☐ 上記の者が公衆用道路として一般交通の用に供している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年(執)第 号 保管開始日 令和 年 月 日]
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 写真撮影場所位置図(概略図)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■グリーンエクスポート(有)	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■自動車置場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者代表者) ■C(土地賃貸人代表者))の陳述 ■提示文書(回答書写し、自動車駐車用地賃貸借契約書写し、不動産売買契約書写し)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐ 権原無(無権原) ☐	
占有開始時期		令和 5年 3月 1日頃	
最初の	契約日	令和 5年 3月 1日	
契約等	期間	令和 5年 3月 1日から ■令和 7年 2月28日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ■自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和 7年 3月 1日から ■令和 9年 2月28日まで 2年間	
契約等	貸主	■松本管業(有) ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金30,000円(毎月 末日限り 翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転賃を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
(1) 本土地貸主松本管業(有)主張の所有権は、農地法所定の許可を得ておらず、対抗力(登記)を有しないものと思料する。 (2) 上記占有権原(賃借権)は、農地法所定の許可を得ておらず、また、登記を有しないことから、買受人に対抗できないものと思料する。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (本件土地占有者代表者)	【令和8年6月8日に(■口頭 □電話)聴取した。】 (1) 私は、グリーンエクスポート(有) (以下「グリーンエクスポート」という。)の代表者取締役です。 (2) 本土地は、グリーンエクスポートが中古販売自動車の自動車置場等として使用しています。 (3) 本土地の使用に関する契約書等については、賃貸人に相談してから提出します。 【令和8年6月22日に(■口頭 □電話)聴取した。】 (1) 本土地の使用については、「回答書」に記載したとおりです。本土地は、グリーンエクスポートが自動車駐車用地として賃借し、中古自動車置場等として使用しています。 (2) 令和5年3月1日から賃料3万円で賃借しました。昨年(令和7年)2月に期間が満了し、更新により現在に至っています。 (3) 土地の境界に関する争いなどは無く、境界はハッキリしています。 (4) 本土地の買受けを希望しましたが、農業委員会が「農地」だということで、買い受けることができませんでした。
■ C (本件土地賃貸人代表者)	【令和8年6月22日に(□口頭 ■電話)聴取した。】 (1) 私は、本件債務者兼所有者(株)信濃ハウス(以下「信濃ハウス」という。)から本土地を買い受けた松本管業(有) (以下「松本管業」という。)の代表者取締役です。 (2) 本土地は、平成15年11月21日付不動産売買契約により、金1550万円を支払って引渡しを受けました。代金の1550万円は全額支払済みです。売買契約の内容は、売買契約書に記載のとおりです。 (3) 所有権の移転登記については、農地法の転用許可の関係で登記できないでいたところ、1年後(平成16年)に抵当権が設定されてしまい、今日に至っています。 (4) 本土地は、松本管業が所有者として、グリーンエクスポートに賃貸しています。賃貸借の内容は、賃貸借契約書に記載のとおりです。昨年の2月に2年間の更新になっています。 (5) 信濃ハウスが本土地の所有者となった平成16年8月11日前の、平成15年11月21日に信濃ハウスが松本管業に売買した理由は何故かとの執行官のお尋ねですが、理由は分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■C (本件土地賃貸人代表者)	【令和8年6月24日に(□口頭 ■電話)聴取した。】 (1) 本土地を松本管業が買い受けた経緯や本土地の利用関係等については、執行官から電話で読み聞かせて貰ったとおりです。間違いありません。 (2) 農地転用許可を得て信濃ハウスが本土地の所有権移転登記を得た後、松本管業に所有権移転登記をすることになっていました。しかし、翌年に抵当権が設定されてしまったので、登記をしませんでした。所有権の法的な主張ができないことは理解しています。仕方ありません。 (3) 登記はしませんでした。が、本土地の引渡しを受け、造成工事をしました。約1メートル強のコンクリート擁壁を設置して埋め土をしました。造成工事に約300万円掛かり、全て松本管業が支払っています。土地上に碎石が敷いてあるので、農地に戻すことはできないと思います。

執行官の意見

■上記のとおり ■下記のとおり

- (1) 本土地の状況は、公図（法第14条第1項地図）、地積測量図、写真撮影場所位置図（概略図）及び添付写真のとおりである。
- (2) 本土地に隣接又は周囲に存在する公共用物等の状況は、下記のとおりである。

記

No.	地番	地目	地積 m ²	権利者その他の事項	備考
①	2273番11	公衆用道路	8.04	所有者 長野県安曇野市	
②	2284番9	畑	11	所有者 第三者（個人）	
③	2284番4	畑	34	所有者 同上	
④	2283番1	畑	711	所有者 同上	
⑤	2284番8	公衆用道路	9.75	所有者 長野県安曇野市	
⑥	2273番5	公衆用道路	3.29	所有者 同上	
⑦	2284番2	公衆用道路	291	所有者 同上	
⑧	2273番9	公衆用道路	30	所有者 同上	
⑨	2273番4	公衆用道路	247	所有者 同上	
⑩	2282番3	公衆用道路	159	所有者 同上	

- (3) 本土地の周囲に設置されたコンクリート擁壁及びプラスチック杭の境界標により、隣地との筆界は明確なものと思料する。
- (4) 信濃ハウスと松本管業との本土地売買契約（平成15年11月21日）は、他人物売買（民法561条）の可能性のあるものと思料する。
- (5) 上記関係人の陳述及び本土地の状況等から、2枚目記載のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月29日 (金)	当庁 (執行官室)	安曇野市長宛関係資料請求 (郵便)
8年 6月 2日 (火) 12:30-12:40	長野地方法務局諏訪支局	☒ 登記事項証明書請求 ☐ 公図写し請求 ☐ 地積測量図写し請求 ☐ 建物図面写し請求 ☒ 履歴事項証明書請求 ☐
8年 6月 8日 (月) 8:55- 9:15	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 本件土地占有者代表者 B から意見聴取
8年 6月 8日 (月)	当庁 (執行官室)	本件土地占有者宛照会書送付 (郵便)
8年 6月22日 (月) 9:20- 9:40	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 B から意見聴取
8年 6月22日 (月) 11:00-11:10	当庁 (執行官室)	本件土地賃貸人 C から意見聴取
8年 6月24日 (水) 11:30-11:40	当庁 (執行官室)	C から意見聴取
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 (評価人) を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 8年 6月22日 評価人同行 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

2273-10 2284-5
2273-5 2285-6

(座標値種別：図上測定)

-55400.532



-55525.532

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(noto2024_BL.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

三郷温

請求部	所在	安曇野市三郷温				地番	2273番12		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年9月			備付年月日(原図)	昭和46年11月26日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(長野地方務局松本支局管轄)

令和8年4月7日

大阪法務局北出張所

登記官

請求番号：44-1

(1/1)

(7枚目)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成16年8月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長野地方司法局松本支局筆跡)
令和8年4月7日 大阪法務局北出張所

登記官

(8枚目)

A3をA4に縮小

請求番号：44-2

16.8.25 新 2273-3 地積測量図

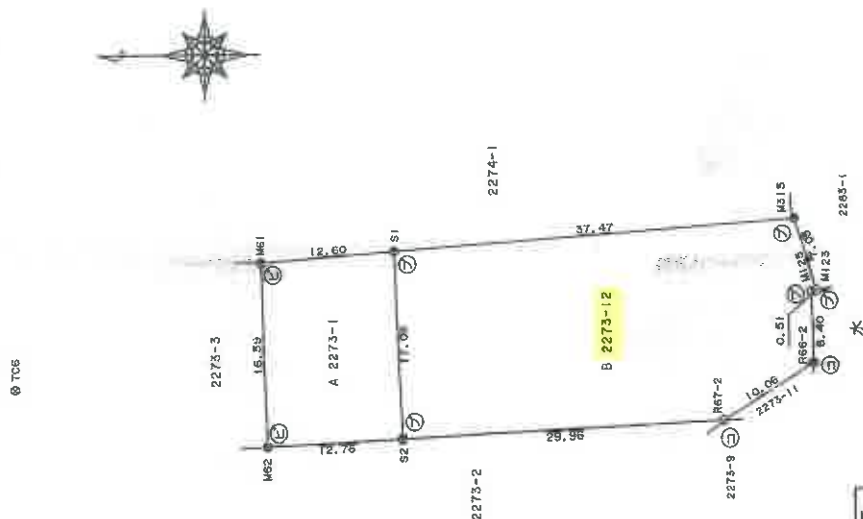
地番 2273-12 土地所在図

土地の所在 安曇野市三郷温 368739

地番 B 2273-12			
地番測点	座標 X	座標 Y	
S1	27950.630	-55174.944	
S2	27949.927	-55191.956	
R67-2	27919.992	-55190.720	
R66-2	27911.481	-55185.351	
M125	27911.605	-55178.950	
M123	27911.111	-55178.916	
M315	27913.266	-55172.101	
座標 X			座標 Y
X-X			Y-Y
36.661			-36.661
-30.638			30.638
-38.446			38.446
-8.397			8.397
-0.370			0.370
1.661			-1.661
39.519			-39.519
1322.424606			-1322.424606
661.21 m ²			
倍面積地			
地番 A 2273-1			
地番測点	座標 X	座標 Y	
S2	27949.927	-55191.956	
S1	27950.630	-55174.944	
M61	27963.190	-55176.900	
M62	27962.674	-55192.482	
座標 X			座標 Y
X-X			Y-Y
-12.044			12.044
13.263			-13.263
12.044			-12.044
-13.263			13.263
425.984958			-425.984958
212.992479			-212.992479
212.99 m ²			
倍面積地			

合計面積 874.204782 m²

地番測点	X	Y
TC6	27966.190	-55187.098
TC7	27979.596	-55209.544



境界線の種類	刻印
コンクリート杭	①
プラスチック杭	②
測量旗	③
金釘	④
測量釘	⑤

申請人

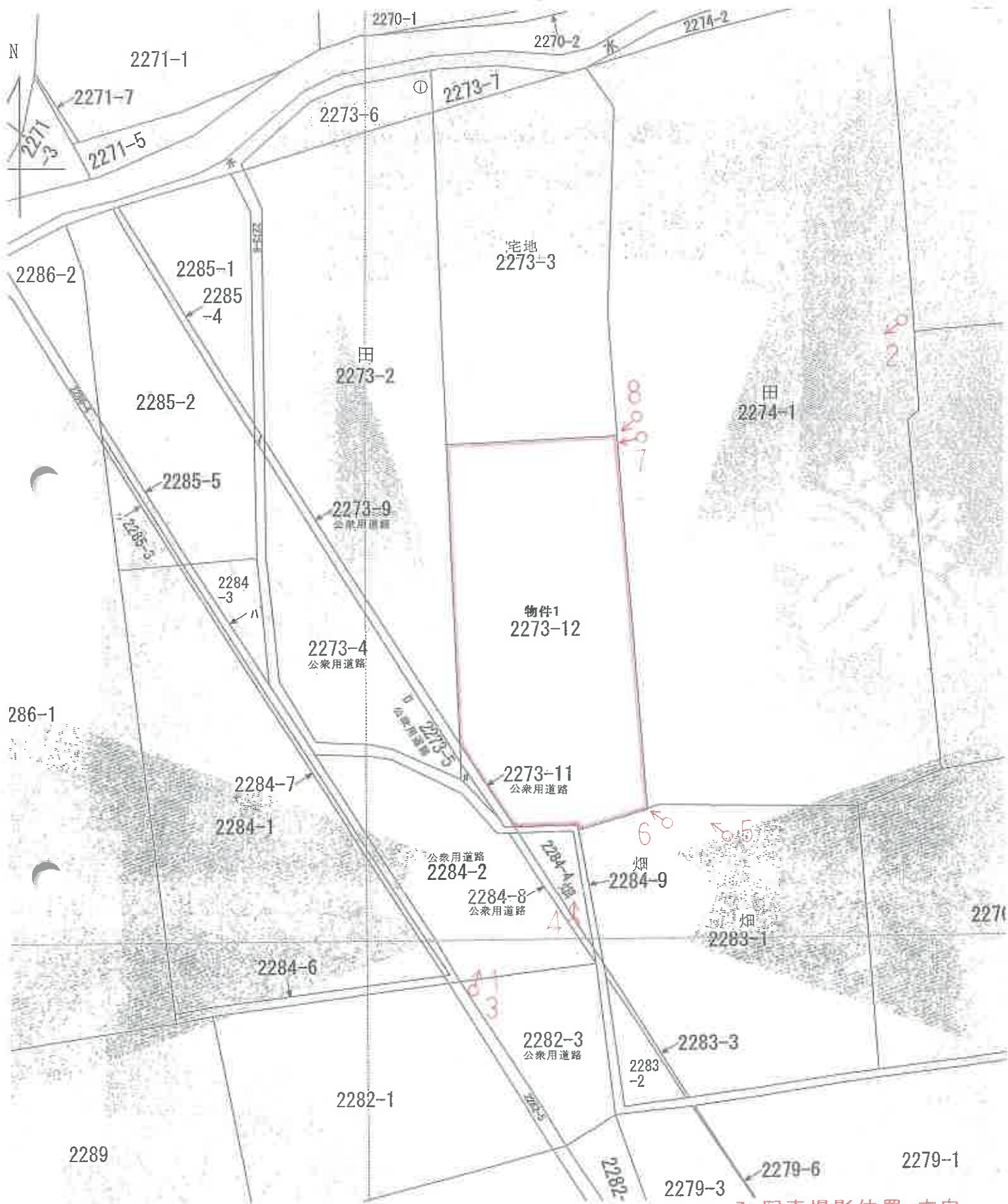
縮尺 1/500

(平成16年8月5日作製)

本土地家屋調査士会連合会(用紙)

作製者

土地調査士



♂ 写真撮影位置・方向

写真撮影場所位置図(概略図)
令和8年(々)第14号
物件1(田)

令和8年（ケ）第14号



NO. 1
物件 1



NO. 2



公衆用道路
2273-9, 2273-11, 2284-8
2273-4, 2273-5, 2284-2

NO. 3

物件 1



NO. 4



NO. 5



NO. 6



NO. 7



NO. 8



令和8年（ケ）第14号

令和8年 6月22日 現地調査

令和8年 7月23日 評 価

長野地方裁判所 松本支部 御中

評 価 書

<農 地 用>

（物件1）

評価人 不動産鑑定士

大日方 一成 ㊞

第1 評価額

物件1	金 2,940,000円
-----	--------------

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除き、原則として公開された資料等に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	安曇野市三郷温 2 2 7 3 番 1 2 田 6 6 1 平方メートル 株式会社信濃ハウス（以下「信濃ハウス」という）	雑種地
番号	特 記 事 項		
1	農地ではなく、資材（主として自動車）置場として使用されている。		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R大糸線「一日市場」駅の西方約2.9 km（道路距離、以下同様） 上長尾交差点（県道319号線）へ約280m （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	市道三郷1級9号線沿いに、農地、店舗、戸建住宅等が混在する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 農振法上の規制 農地法の規制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 60% 100% なし 農業振興地域内・農用地区域外（白地） 農地 安曇野市土地条例、田園環境区域、基本集落内 浸水想定区域0.5m未満 土砂災害警戒区域等の指定なし （令和7年安曇野市防災マップより）
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	661㎡（登記数量） 長方形に近い五角形 間口約10m、奥行約37m ほぼ平坦地 特になし
接面道路の状況	南西側 幅員約13.0m舗装市道（三郷1級9号線）にほぼ等高に接面する。 建築基準法第42条1項1号道路に該当	
土地の利用状況等	グリーンエクスポート有限会社（以下「グリーンエクスポート」という） が資材置場として占有している。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	なし（引込可） なし なし（引込可）

特 記 事 項

・安曇野市教育委員会によれば、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。

建築工事等に際して遺跡や文化財等が出土して調査が必要となった場合は、期間や費用等の損失が発生する可能性がある。しかしながら、調査方法は非常に個別性が強く、不確定要素も多いため、事前の査定は困難である。よって、埋蔵文化財については評価対象地の価格形成要因から除外して評価を行うこととした。

・本件土地は、松本管業有限会社（以下「松本管業」という）が信濃ハウスから平成15年11月21日に買受け、松本管業が造成工事を行い、松本管業からグリーンエクスポートへ賃貸されている、とのことである。最初の賃貸借契約は令和5年3月1日から令和7年2月28日まで、現在の契約は令和7年3月1日から令和9年2月28日まで、賃料は毎月30,000円、とのことである。

・松本管業の主張する所有権は、農地法に基づく許可を得ておらず、登記がなされていないため、対抗力を有しない。

・グリーンエクスポートの賃借権は、農地法に基づく許可を得ておらず、登記がなされていないため、買受人に対抗できない。

・安曇野市農業委員会によると、現況は「非農地」である（令和8年6月22日調査）。本件土地の転用には許可を得ることが必要であるが、転用許可は得ていない。原状回復命令を行わない。農地法及び農業経営基盤促進法に基づく賃借権は無し。現況は農地として使用されていない可能性があり、適法にしてからでないと農地法の許可申請を受けることができないので、農業委員会まで相談を要す。また、買受人は買受適格証明書を必要とする。

第5 評価額算出の過程

評価にあたっては物件1土地の土地価格を査定し、これに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	標準画地 価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	占有減 価修正 率	市場性 修正 率	競売市 場修正 率	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア×イ×ウ×エ ×オ×カ
1	20,200	0.525	661		0.70	0.6	2,940,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域における宅地の取引事例価格、宅地見込地の取引事例価格等に基づき、上記のとおり査定した。

イ 個別格差：画地条件（間口狭小）：-30%（0.70）

環境条件（上下水道引込なし）：-25%（0.75）

相乗積：-47.5%（0.525）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：

物件1は、現況は資材置場として使用されているが、農地法上の転用許可を得ていない。安曇野市農業委員会によると、農地法の許可申請に当たっては農業委員会事務局まで相談してほしいとのことである。以上より、現況非農地であるが、買受人は買受適格証明書を必要とする。

このように農地法上の手続きを要するため、標準的な宅地と比べて市場性は劣る。

以上より、市場性減価率を30%と判定した。

物件1市場性修正率：0.70

カ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（安曇野－10）

所 在 : 安曇野市三郷温1914番1
価 格 : 20,000円/㎡
位 置 : JR大糸線一日市場駅の西方約3,400m
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 456㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北5.3m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 農家住宅と一般住宅が混在する既成住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 7,089,621円（10,725円/㎡）

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

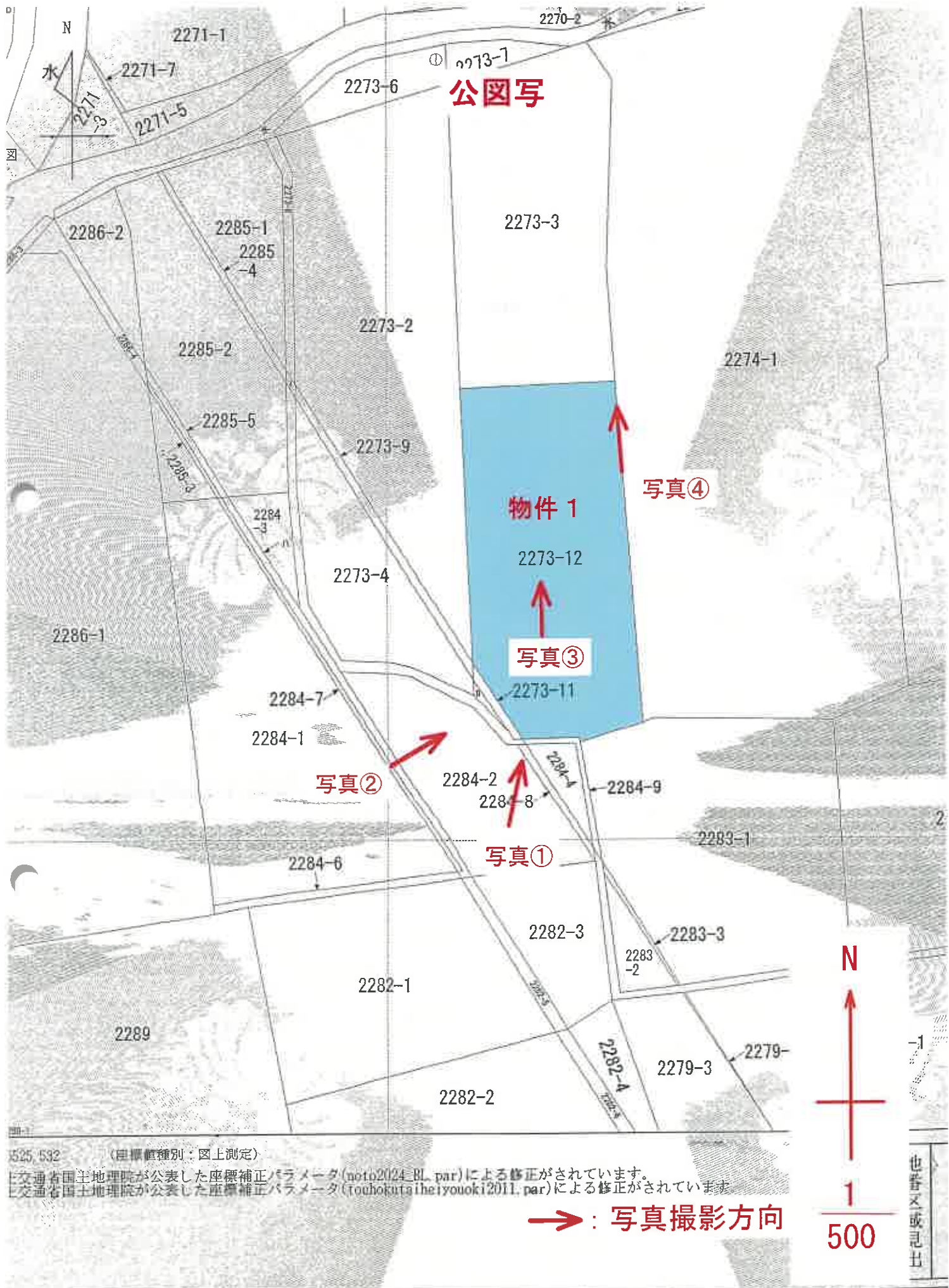
第7 附属資料

- 1 位置図（国土地理院地図）
- 2 公図写・写真撮影方向図
- 3 地積測量図
- 4 現況写真

以 上

物件位置図





公図写

物件 1

写真④

写真③

写真②

写真①

N



1
500

→ : 写真撮影方向

525, 532

(座標値種別 : 図上測定)

交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(noto2024_BL.par)による修正がされています。
交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tochokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

也
答
又
成
記
出

所 : 在 安曇野市三郷温

地 番 2273番12

登記年月日：平成16年8月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長野地方方法務局松本支局管轄)

令和8年4月7日 大塚法務局北出事務所

登記官

請求番号：44-2

図量測積地所在地

16.0.25 新 2273-3

地番 2273-12

安曇野市三郷温

368739

土地の所在

物件1

A3版をA4版に縮小

地番	座標 X	座標 Y	X-X	座標 Y	積
測点 S1	27950.630	-55174.944	-36.661	-2022768.621984	
S2	27949.927	-55191.956	-30.639	1690971.147928	
R67-2	27919.992	-55190.720	-38.446	2121862.421120	
M43	27911.461	-55185.351	-8.387	462039.538937	
M126	27911.605	-55178.950	-0.370	20416.211500	
M123	27911.111	-55178.816	1.661	-91652.013376	
M315	27913.266	-55172.101	21.155	-2160346.259419	
			倍面積	1322.424606	
			倍面積	661.212303	
			倍面積	661.21 m ²	

地番	座標 X	座標 Y	X-X	座標 Y	積
測点 S2	27949.927	-55191.956	-12.044	664731.918064	
S1	27950.630	-55174.944	13.263	-731765.282272	
M61	27963.190	-55175.900	12.044	-664538.539600	
M62	27962.674	-55192.482	-13.263	732017.888766	
			倍面積	425.984958	
			倍面積	212.992479	
			倍面積	212.99 m ²	

合計面積 874.204782 m²

新設測量点	X	Y
TC6	27966.180	-55187.098
TC7	27979.896	-55208.544

TC6

TC7

2273-3

A 2273-1

S2

2273-2

2274-1

B 2273-12

2273-1

2283-1

図面番号	図面名
①	コシタリート図
②	アサキヤリ図
③	測量図
④	縮尺図

作製者

申請人

縮尺

1/500

平成16年八月二十五日登記



物件1(土地)

市道三郷1級9号線

写真①



市道三郷1級9号線

物件1(土地)

写真②



物件1(土地)

写真③



物件1(土地)

写真④